

国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物(指定動物)の選定方針に関する意見と対応の考え方(案)

(1)「国立公園における動物に関する基本方針について(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方(案)
1	環境保全こそ動物保護の前提であることを前文に明記することを希望する。	1	
2	「動物が繁殖できる環境づくり」をその基本方針に、以下の具体的施策を盛り込むことを希望する。 動物の生涯と関わる環境づくり 動物の生涯と触れ合う学習の場づくり 減少動物保護のための国民参加の地域協定づくり 動物の売買に関わる全主体を対象にした定期的な教育及び資格審査・登録制等の実施 その他動物保護に必要な措置については、時限を設けて国民参加の元で別途定める	1	
3	開発行為の許可申請に対する審査の強化、違反行為に対する罰則の強化、完了報告に対する回復状況の現地調査等を強化することを明記してほしい。	1	

(2)「国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方(案)
--	-------	----	-----------

4	<p>2.にある「規制を行わなければ絶滅するおそれのある」を「規制を行わなければ、<u>全国レベル、地方圏又は都道府県レベル</u>で絶滅するおそれのある」と修文することを提案する。</p> <p>(理由)</p> <p>環境省作成のレッドリスト掲載種の中からだけでなく、国立・国定公園が存する地元都道府県作成のレッドリスト掲載種の中からも指定動物を選定することができるようにするため。</p>	1	
5	<p>2.のなお書きに、「エ 法令の規定により、駆除の対象とされているものではないこと。」の一文を加えることを提案する。</p> <p>(理由)</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条の規定により、感染症の蔓延のおそれがある場合、都道府県知事はねずみ族、昆虫等を駆除すべきことを命ずることができることとされているが、選定要件において、ねずみ族、昆虫類を必ずしも排除していないことから、法的整合性を持たせる必要があるため。</p>	1	
6	<p>選定自体に反対。指定後にモニタリングするとあるが、モニタリングもしていないのにどうして種の選定ができるのか。</p>	1	
7	<p>指定の見直しについて、「国立・国定公園計画の点検等に併せて行うものとする」とあるが、毎年あるいは隔年での見直しとしてほしい。環境は自然災害等によっても急速に悪化したりするので定期的な見直しが必要である。逆に、十分個体数が回復した場合には指定解除を英断をもって行ってほしい。</p>	1	

(3)「指定動物の選定に係る作業方針(案)」について

	意見の概要	件数	対応の考え方(案)
8	<p>2.(1)を以下のとおり修文することを提案する。 「指定対象となる分類群は、<u>当面、爬虫類、両生類又は昆虫類であること。</u> <u>個体として識別が容易な大きさ及び形態を有する動物として、目視による識別が可能な動物に限るものとし、脊椎動物及び昆虫類を今回の指定対象とする。</u> <u>ただし、鳥獣保護法において全国で捕獲規制と生息地保全が実施されている哺乳類及び鳥類については、今回の指定作業では検討の対象外とする。また、自然公園法施行規則の規定により捕獲規制の対象外とされている魚介類については、今回の指定作業では検討対象外とする。</u> <u>が、哺乳類及び鳥類と異なり、魚介類については、国立・国定公園特別地域であっても、現在なんら捕獲等の規制が設けられていない。</u> <u>早期に制度を見直し、魚介類であって絶滅のおそれのあるものについては、必要に応じて、指定動物に指定することができるよう検討を進める。」</u></p> <p>(理由) 現在、国立・国定公園特別地域であっても、釣りや漁業(漁獲)に対して、自然公園法上、なんら規制を加えることができない状況にあるが、これらの地域は、生物多様性保全のために重要な地域であるため、必要に応じて、釣りや漁業を制限することができる制度へと変更する必要があるため。</p>	1	
9	<p>2.(2)のうち、「<u>環境省作成のレッドリスト掲載種であること</u>」を「<u>環境省及び地元都道府県作成のレッドリスト掲載種であること</u>」に、「<u>環境省作成のレッドリストに掲載されている種又は亜種</u>」を「<u>環境省及び地元都道府県作成のレッドリストに掲載されている種又は亜種</u>」とそれぞれ修文することを提案する。</p> <p>(理由) 国立・国定公園特別地域における指定動物の選定に当たっては、国立・国定公園が存する地元都道府県のレッドリスト掲載種(絶滅危惧類・類相当)の中からも選定することができるようにするため。</p>	1	

10	2.(2)について、少なくともチョウ類に関しては、環境省作成のレッドリスト掲載種に限るのではなく、特例を設けてレッドリスト掲載種以外でも一定の要件を満たせば指定動物に選定できるようにした方がよい。 (理由) 日本全体で見れば「種(または亜種)」としての危険が迫っているとは言えなくても、地域的にみれば隔離分布している個体群に絶滅の危険が迫っている例があるため。	1	
11	2.(3) は、判断基準が主観的であるため、削除又は変更すべきである。全て科学的判断基準に基づくべきである。	1	
12	2.(4)を必須条項とすると、「保護対象とされたチョウは全て乱獲を受けたチョウ」との誤解を生じかねないので、必須条項から削除されることを希望する。	1	

(4)その他

	意見の概要	件数	対応の考え方(案)
13	捕獲だけでは種が絶滅することではなく、生息地の破壊こそが問題であるため、生息環境の保全に取り組むべきである。	15	
14	愛好家や研究者が採集を行う場合の制約とならないよう捕獲規制は行うべきでない、または捕獲規制を行う種を必要最小限のものに絞り込むべきである。	8	
15	チョウの保全には愛好家の協力が不可欠であり、チョウ類の採集をあまり厳しく制限すると、データが蓄積されず、チョウ類の保全に支障をきたすおそれがある。	2	
16	規制を行う地域を国立公園の特定地域に絞り、保護対象種は地域ごとに必要な種を指定してほしい。	2	

17	都道府県等が天然記念物に指定して捕獲規制をしているものについては、さらに捕獲規制を加える必要はない。	1	
18	国立公園において、動物の捕獲等を規制する地域は必要であるが、きめ細かい調査が必要である。	1	
19	指定動物の選定には、学識経験者でなく、日本のチョウについて本当によく知っている人の意見をよく聞いてほしい。	2	
20	種指定のパブリックコメントを実施する場合、パブリックコメント期間中の乱獲を防ぐため、9月に実施し指定は3月に行うなどの配慮が必要。	1	
21	国立公園鳥取砂丘とその周辺部の第2種特別地域におけるキマダラルリツバメの採集禁止の指定をお願いする。	1	
22	捕獲規制を行うことにより「昆虫採集 = 悪」というイメージが定着し、昆虫採集がやりにくくなる。その結果、子供たちの自然への関心が失われるとともに、研究の停滞を招く。	8	
23	レンジャーや指導員と昆虫採集者とのトラブルを防ぐために、レンジャーや指導員の質の向上及びトラブルの対応方法の明確化を要望する。	5	
24	特別保護地区以外は生物採集可で良い。公園全土となると管理は誰が行うのか。公務員が行うのなら税金の無駄遣いであり、公務員を減らすという国の趣旨に反する。	1	

25	指定種であっても、研究実績のある個人や団体からの採集や調査活動の申請に対しては、速やかに許可してほしい。	2	
26	ある種の保存を図るための必須項目としてモニタリングが重要であるが、採集を規制すると現状把握を困難にするおそれが高い。	2	
27	絶滅に向かっている動物については、その原因を研究することが重要。	1	
28	現地の実態に詳しい団体と連携して保全・調査活動を継続実施し、結果を公表してほしい。	1	
29	保護増殖に実質的に携わるボランティアの選定は重要であり、必要があればNPO等の任意団体として設立されるべきである。成果が認められないボランティア団体等については罰則を適用すべきである。	1	
30	違法で捕獲され、没収された標本等が適正に管理され、公開されることを希望する。	1	
31	都道府県や市町村が行う動物の捕獲規制が適切なものとなるよう、国は地方自治体を指導してほしい。	7	
32	意味のなくなった天然記念物の指定や地方条例による捕獲規制は速やかに解除してもらいたい。	1	

33	特別保護地区や特別地域の範囲がわかりにくいいため、現地における看板等での範囲の明確化や刊行物の頒布を徹底してほしい。	1	
34	日本の自然公園は均質ではないため、「高度に保全されるべき生態系を有する自然公園」と「風光明媚な観光地」とが同列に扱われる現行制度を見直す時期に来ている。	1	
35	ペットの持ち込みを禁止してほしい。	1	